

薬学系人材養成の在り方に関する検討会の公開について

令和3年8月27日決定

薬学系人材養成の在り方に関する検討会（以下「検討会」という。）の公開については、以下のとおりとする。

（会議の公開）

1. 会議は、次に掲げる場合を除き、公開して行う。
 - (1) 座長の選任その他の人事に関する事項を議決する場合
 - (2) 報告案その他の案を審議する場合
 - (3) (1) 又は(2)に掲げる場合のほか、特別の事情により座長が必要と認める場合

（会議の傍聴）

2. 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文部科学省高等教育局医学教育課の登録を受けるものとする。
3. 2.の登録を受けた者（以下「登録傍聴人」という。）は、座長が許可した場合を除き、会議の開始後に入場し、又は会議を撮影し、録画し、若しくは録音をしてはならない。
4. 登録傍聴人は、3.に規定するもののほか、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

（会議資料の公開）

5. 座長は、1.に掲げる場合を除き、会議において配布した資料の全部又は一部を公開することができる。

（議事録等の公表）

6. 座長は、会議の議事録若しくは議事要旨を作成し、これを公表しなければならない。

（小委員会の公開）

7. 検討会のもとにおかれる小委員会等の公開についても、原則として検討会と同様の扱いとする。

（附則）

8. この決定は、検討会の決定の日から施行する。